

TAX NEWS LETTER

～トピックス～

1. インボイスの修正対応は柔軟な取扱い
2. クラウド型会計ソフトの紹介

1. インボイスの修正対応は柔軟な取扱い

インボイス制度では、一定の記載事項を満たすインボイスの保存を仕入税額控除の要件としているため、記載に誤りがあるインボイスの保存では仕入税額控除を適用することはできません。

そのため、交付されたインボイスに記載誤りがある場合は、売手と買手の両社で修正箇所を確認するとともに正しいインボイスに差し替える作業が実務上必要となります。

修正インボイスの作成等は元のインボイスの発行をした者しかできないとの誤解がおおくなってきております。今回はその取扱いについて確認していきましょう。

●売りに修正インボイスの交付義務

売手である適格請求書発行事業者に対し、交付したインボイスの記載事項に不備や誤りがあったときは買手（課税事業者）に対して修正したインボイスの交付が義務付けられています。

交付を受けたインボイスに誤りがあることに気づいたときは、原則は、売手に対してインボイスの修正を求めて正しい内容が記載されたインボイスの交付を受ける必要があります。買手自ら記載誤りがあるインボイスに追記や修正をすることはできません。

●買い手側で対応も可能

買い手側で正しい内容を記載した仕入明細書などの書類等を新たに作成し、売手の確認を受けることで、その仕入明細書等を【修正インボイス】とすることもできます。

この場合、売手は改めて修正したインボイスを交付する必要はございません。

●両者がそれぞれ修正する対応は不可

修正したインボイスの交付方法は、

- ① 誤りがあった事項を修正し、改めて記載事項の全てを記載たものを交付する方法
- ② 当初に交付したものと関連性を明らかにし、修正した事項を明示したものを交付する方法

買手自らがインボイスについて追記や修正をすることは認められていない以上、誤りを見つけたものが相手方に電話で連絡し、修正箇所の確認がとれたことを受けて両者がそれぞれインボイスを修正するといった対応は認められない点がございますので、留意が必要です。

2. クラウド型会計ソフトのご紹介

現在、様々な会計ソフトがございます。今回はその中から【マネーフォワードクラウド】という会計ソフトの特徴を紹介させていただきます。

① データ入力の手間を削減

⇒銀行、クレジットカード、勤怠管理など様々なサービスと連携することで、入力や仕訳を自動化します。

② データが消えない

⇒データはクラウドに自動保存されるため、PCの破損や紛失があってもデータが消えることはありません。

③ いつでもどこでも使える

⇒PCはWindowsとMac対応、スマートフォンやタブレットでも活用できるマルチデバイス対応です。

④ 無料でアップデート

上記、会計ソフトをご利用したい方はぜひ、担当者に相談ください。

株式会社 影山タックスパートナーズ

税理士 影山正雄事務所

TEL:022-301-6317 FAX:022-301-6318 E-Mail:tax.letter@k-taxpartners.co.jp

事務所 HP: <https://k-taxpartners.co.jp>

〒981-0913

宮城県仙台市青葉区昭和町3-42 ライオンズプラザ北仙台406号